

## 令和5年度 山口支部事業計画 新旧対照表

令和5年3月30日（木）

令和5年度	令和4年度
<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健全な財政運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健全な財政運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス水準の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点からの郵送による申請の促進</li> <li>・加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備・強化し、お客様満足度の向上</li> <li>・お客様満足度調査結果の活用及びお客様からの意見を反映したサービス水準の向上</li> </ul> </li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</li> <li>○ 限度額適用認定証の利用促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施</li> <li>・地域の医療機関や市町窓口に申請書を配置するなどによる利用促進の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス水準の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点からの郵送による申請の促進</li> <li>・お客様満足度調査結果の活用及びお客様からの意見を反映したサービス水準の向上</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</li> <li>○ 限度額適用認定証の利用促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施</li> <li>・地域の医療機関や市町窓口に申請書を配置するなどによる利用促進の実施</li> </ul> </li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現金給付の適正化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>・不正の疑いのある事案にかかる事業主への立入検査の実施</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整等の確実な実施</li> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会の実施</li> <li>・上記の過剰受診について、施術所に対する文書照会の実施</li> <li>・柔道整復施術療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底</li> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会の実施</li> </ul> </li>   <li>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</li>   <li>○ 効果的なレセプト内容点検の推進           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資格点検               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定</li> </ul> </li> <li>2 外傷点検               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷性傷病レセプトの適切な事務処理</li> <li>・損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現金給付の適正化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案にかかる事業主への立入検査の実施</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整等の確実な実施</li> </ul> </li>   <li>○ 効果的なレセプト内容点検の推進           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資格点検               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定</li> </ul> </li> <li>2 外傷点検               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷性傷病レセプトの適切な事務処理</li> <li>・損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p>3 内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）優先的かつ重点的に審査するなど、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図ることによる査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上</li> <li>・審査基準の標準化に向けた社会保険診療報酬支払基金への働きかけ</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。      ※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p>	<p>3 内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図ることによる査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上</li> <li>・審査基準の標準化に向けた社会保険診療報酬支払基金への働きかけ</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする            （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額            ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</li> </ul> <p>○現金給付の適正化の推進に統合</p> <p>○返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化</li> <li>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知</li> <li>・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする            （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額            ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</li> </ul> <p>柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会の実施</li> <li>・上記の過剰受診について、施術所に対する文書照会の実施</li> <li>・柔道整復施術療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底</li> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</li> </ul> <p>○返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化</li> <li>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知</li> <li>・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手手続きの実施による返納金債権の回収率の向上</li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p><b>【困難度：高】</b></p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</li> </ul>	<p><b>【困難度：高】</b></p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者資格の再確認の徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未提出事業所への勧奨による回答率の向上</li> <li>・未送達事業所の調査による送達の徹底</li> <li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施</li> </ul> </li>   <li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</li>   <li>○ オンライン資格確認の円滑な実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録促進によるマイナンバー収録率の向上</li> <li>・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用促進への協力</li> </ul> </li>   <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>   <li>○ 業務改革の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な業務処理体制の定着による生産性の向上</li> <li>・新業務システム導入による審査自動化の効果最大化に向けた新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備</li> </ul> </li>   <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者資格の再確認の徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未提出事業所への勧奨による回答率の向上</li> <li>・未送達事業所の調査による送達の徹底</li> <li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施</li> </ul> </li>   <li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</li>   <li>○ オンライン資格確認の円滑な実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録促進によるマイナンバー収録率の向上</li> <li>・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用促進への協力</li> </ul> </li>   <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>   <li>○ 業務改革の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な業務処理体制の定着による生産性の向上</li> <li>・新システム導入による審査自動化に向けた研修の実施及び円滑な業務移行への対応</li> </ul> </li>   <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p>(2) 戰略的保険者機能関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉           <ul style="list-style-type: none"> <li>上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる</li> <li>中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる               <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>i ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健診受診機会の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;被保険者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保</li> </ul> </li> <li>&lt;被扶養者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査及び血管年齢等のオプションの実施）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>①未受診者対策として県内全域において商業施設等で実施（6月～3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進</li> </ul> <p>(2) 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規対象者への受診案内及び勧奨の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;被保険者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>・行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼</li> </ul> </li> <li>&lt;被扶養者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨</li> <li>・GISを活用した経年未受診者への受診勧奨</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 戰略的保険者機能関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉           <ul style="list-style-type: none"> <li>上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる</li> <li>中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる               <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>i ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健診受診機会の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;被保険者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保</li> </ul> </li> <li>&lt;被扶養者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査及び血管年齢等のオプションの実施）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>①受診率の低い地域において商業施設等で実施（7月～9月）</p> <p>②未受診者対策として県内全域において商業施設等で実施（12月～3月）</p> <p>・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進</p> <p>(2) 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規対象者への受診案内及び勧奨の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;被保険者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>・行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼</li> </ul> </li> <li>&lt;被扶養者&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨</li> <li>・無料で特定健診を受診できる健診機関と連携し受診案内及び勧奨の実施（ポスター掲示）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：173,731人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 59.2% (実施見込者数：102,913人)</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 16.3% (取得見込者数：28,319人)</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：46,352人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 35.0% (実施見込者数：16,224人)</li> </ul> </li> <li>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を59.2%以上とする ② 事業者健診データ取得率を16.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健康診査実施率を35.0%以上とする</li> </ul> <p>ii ) 特定保健指導の実施率及び質の向上  (1) 指導機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大</li> <li>・ 保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</li> </ul> </p>	<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：175,910人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 54.2% (実施見込者数：95,275人)</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 16.3% (取得見込者数： 28,666人)</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：46,896人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 35.0% (実施見込者数： 16,427人)</li> </ul> </li> <li>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を54.2%以上とする ② 事業者健診データ取得率を16.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健康診査実施率を35.0%以上とする</li> </ul> <p>ii ) 特定保健指導の実施率及び質の向上  (1) 指導機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大</li> <li>・ 保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</li> </ul> </p>

令和5年度	令和4年度
<p>(2) 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨(初回面談件数の増加)</li> <li>・特定保健指導の経年的未利用事業所への効率的・効果的な利用勧奨</li> <li>・協会けんぽ主催の被扶養者の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨</li> </ul> <p>(3) 保健指導者の質の向上および保健活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関との研修による指導・面接技術の共有</li> <li>・健康宣言事業所のフォローアップ等、事業所支援を拡充するための保健活動を推進</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：26,771人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 38.3% (実施見込者数：10,252人)</li> </ul>	<p>(2) 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨</li> </ul> <p>・協会けんぽ主催の被扶養者の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨</p> <p>(3) 保健指導者の質の向上および保健活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関との研修による指導・面接技術の共有</li> <li>・健康宣言事業所のフォローアップ等、事業所支援を拡充するための保健活動を推進</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 25,408人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 34.1% (実施見込者数： 8,673人)</li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,525人）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率14.3% (実施見込者数：218人)</li> </ul> </li> <li>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を38.3%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.3%以上とする</li> </ul> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨           <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書による未治療者に対する受診勧奨を実施</li> <li>・健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施</li> <li>・事業主による要治療者への受診勧奨を実施 (労働局との連名通知で事業主へ依頼)</li> </ul> </li> <li>(2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,379人</li> <li>■ KPI : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言事業所拡大に向けた勧奨</li> <li>・健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施</li> <li>・重点地区（宇部）を定めたコラボヘルスの推進</li> <li>・中国税理士会山口県支部連合会と連携したコラボヘルスの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 1,544人）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 14.3% (実施見込者数： 221人)</li> </ul> </li> <li>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を34.1%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.3%以上とする</li> </ul> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託による勧奨を強化し、未治療者に対する受診勧奨を確実に実施</li> <li>・健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施</li> </ul> </li> <li>(2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,305人</li> <li>■ KPI : 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言事業所拡大に向けた勧奨</li> <li>・健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施</li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信</li> <li>・メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大</li> <li>・山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及推進による運動習慣等健康意識の向上</li> <li>・山口県立大学と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーの向上</li> <li>・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報の提供</li> <li>・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大</li> </ul> </li> <li>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬剤師会・県等と連携した取り組み</li> <li>・山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信</li> <li>・情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施</li> <li>・本部提供リストを活用した定期的な統計分析</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：健康宣言事業所数を900事業所以上とする</li> <li>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信</li> <li>・メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大</li> </ul> </li> <li>・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大</li> <li>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.5%以上とする <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬剤師会・県等と連携した取り組み</li> <li>・山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信</li> <li>・情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施</li> <li>・本部提供リストを活用した定期的な統計分析</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<p>(2) 加入者にダイレクトでアプローチする取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担軽減額通知の実施</li> <li>・加入者に対する広報等を通じた使用促進</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤</li> <li>○ インセンティブ制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 加入者にダイレクトでアプローチする取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担軽減額通知の実施</li> <li>・加入者に対する広報等を通じた使用促進</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤</li> <li>○ インセンティブ制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信</li> <li>・医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施</li> <li>・医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】      「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトデータ、健診データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、支部の傾向・課題について分析を行い、各種協議会における意見発信に活用する。</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】      調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】      医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信</li> <li>・医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施</li> <li>・医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】      「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトデータ、健診データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、支部の傾向・課題について分析を行い、各種協議会における意見発信に活用する。</li> </ul> </li> </ul>

令和5年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進</li> <li>・評議会の開催</li> </ul> </li>   <li>○ その他の保健事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業</li> <li>・加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施</li> </ul> </li>   <li>○ その他の医療費適正化事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・多剤併用者等への服薬情報通知の送付およびマイナンバーカード普及促進事業</li> </ul> </li>   <li>(3) 組織・運営体制関係</li>   <li>○ 組織の適切な運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の徹底</li> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> <li>・ハラスマント対策の確実な実施</li> <li>・労働安全衛生の推進</li> </ul> </li>   <li>○ OJTを中心とした人材育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施</li> </ul> </li>   <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施</li> <li>・節電等取り組みによるコスト削減の実施</li> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める</li> </ul> </li>   <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進</li> <li>・評議会の開催</li> </ul> </li>   <li>○ その他の保健事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業</li> <li>・加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施</li> <li>・保健事業推進のための協議会の開催</li> </ul> </li>   <li>○ その他の医療費適正化事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・多剤併用者等に服薬情報のお知らせを送付</li> </ul> </li>   <li>(3) 組織・運営体制関係</li>   <li>○ 組織の適切な運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の徹底</li> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> <li>・ハラスマント対策の確実な実施</li> <li>・労働安全衛生の推進</li> </ul> </li>   <li>○ OJTを中心とした人材育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施</li> </ul> </li>   <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施</li> <li>・節電等取り組みによるコスト削減の実施</li> </ul> </li>   <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</li> </ul>